

2015年3月31日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様
社会保障審議会介護給付費分科会 委員 御中
同分科会介護報酬改定検証・研究委員会 委員 御中

全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

改定スケジュールが大幅に遅れた原因を検証し、介護報酬改定の実施を6月1日としてください

前略 お世話になります。

さて、3月20日に開催されました社会保障審議会介護給付費分科会「介護報酬改定検証・研究委員会」で、平成27年度介護報酬改定を踏まえた今後の課題（案）が示されました。

3月20日の委員会で示された「検討必要分野」では、報酬に係わる横断的事項、居宅系サービス、施設系サービス及び、その他の事項として、経営実態と介護職員の処遇改善が課題とされています。いずれも重要な課題であり、改定検証に向けたご努力に敬意を表します。

しかし、今後の課題（案）に示されていない問題で、大変重大な問題が今改定では発生しました。

ご承知の通り、居宅介護支援を除く単位数の告示は3月19日でした。施設基準と居宅介護支援の単位数告示は3月23日です。さらに、介護報酬を算定するための通知は、3月27日付でした。

告示において介護報酬の単位や施設基準そのものはわかりませんが、正確な算定要件や施設基準要件は、通知が発出されてはじめて判明します。厚生労働省は、3月3日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議で告示案、通知案を示しましたが、正式な告示・通知では大幅な訂正が行われています。担当課長会議自体も2009年は2月19日開催、2012年は2月23日開催でしたので、大幅に遅れました。

一方、施設基準のある単位数等は、あらかじめ体制等状況一覧表や届出書を提出する必要がありますが、これについて、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その8）（平成27年3月25日事務連絡）」では、「支給限度額管理対象となるサービスについては3月15日、その他のサービスについては4月1日となっているが、今回は予算編成作業がずれ込んだ関係で、通常の事務処理スケジュールより遅延していることから」としつつ、介護職員処遇改善加算を除く全てのサービスの提出期限を4月1日としています。しかし、これでは、正確な算定要件がわかる前に届出準備をしなくてはなりません。

2014年末の総選挙によって改定スケジュールが影響を受けたことは確かです。介護給付費分科会委員の方々も厳しいスケジュールの中で審議されてきたことに敬意を表します。

しかし、介護報酬は、事業所が受ける報酬であると同時に、社会保障として国民が受ける介護の質と量を規定するものです。介護サービスを提供する事業所は、事前に利用者にとどのようなサービスであるかを説明し、4月1日からは利用料を徴収しなければなりません。

従って、このように改定スケジュールが大幅に遅れた原因を検証し、今後このような遅れを生じさせないための実効ある対策を行うべきであると考えます。

なお、総選挙がなくても、年末予算編成、4月施行は、改定内容の周知を図るには、かなり厳しいスケジュールです。当会は、事業者への周知を図るために、改定実施を改定年の6月実施にすることを求めています。ぜひ、6月実施の実現に向けた検討を要望します。

記

- 一、改定スケジュールが大幅に遅れた原因を検証し、今後このような遅れを生じさせないための実効ある対策を行うこと
- 一、介護報酬改定の実施を、改定年の6月1日とすること。
- 一、改定時における体制等状況一覧表等の届出期限は、改定施行月の15日までに届け出れば1日に遡って適用できるようにすること。

以上